

大規模小売店舗立地法事務の手引き

秋田県 由利本荘市 産業振興部 商工振興課

〒015-8501 由利本荘市尾崎17

TEL: 0184-24-6372 FAX: 0184-24-3044

はじめに

大型店が地域社会と調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺的生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献をしていくことが期待されます。大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）は、こうした大型店の立地が周辺的生活環境に配慮しながら適正に行われることを確保するための手続を定めたものです。

本手引書は、法で定められている手続の概要と併せ、法の円滑な運用・手続に資するため、運用面での具体的事務処理等について記載しております。各種届出等所要の手続を行う際の参考としていただき、制度の円滑な運用が図られるようご協力をお願いします。

なお、記載内容については、今後の実施状況により見直しが出てくる場合もありますので御了承願います。

秋田県由利本荘市
産業振興部商工振興課

目 次

I	大規模小売店舗立地法の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1	大規模小売店舗立地法の目的	
2	大規模小売店舗の定義	
3	対象となる店舗面積の取扱い	
4	法の運用主体	
5	出店までの手続き	
II	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針・・・・・・・・	P 1 1
III	届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 2
1	新設に関する届出	
2	変更の届出	
3	既存店の変更の届出	
IV	説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6
1	説明会の開催	
2	説明会の開催方法	
V	意見書の提出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 7
1	意見書の提出	
2	意見書を提出できる者	
3	意見内容の範囲	
4	様式等	
5	意見の提出先	
VI	市の意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 1
1	市の意見	
2	勧告・公表	
3	報告	
	[その他]	
	・届出時期・提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 2
	・添付書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 4

I 大規模小売店舗立地法の基本的事項

1 大規模小売店舗立地法の目的（法第1条）

この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としております。

このため、大規模小売店舗を設置しようとする者（建物設置者）は、法により定められた事項について届出が必要となります。

2 大規模小売店舗の定義（法第2条）

この法律において「大規模小売店舗」とは、「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計」が1,000㎡を超える次のものをいいます。

- ① 新しい建物を建築してその店舗面積が1,000㎡を超えるもの
- ② 既存の建物を増築してその店舗面積が増加し、1,000㎡を超えるもの
- ③ 既存の建物は何ら増築しなくともその全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超えることとなるもの

以上のように建物の新築、増築の有無を問わず店舗面積が1,000㎡を超えるものをいいます。

「店舗面積」とは「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積」をいいます。

複数のテナントが入居している大規模小売店舗については、その店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物であれば法の対象となります。

※法が適用される大規模小売店舗の基準面積は、法により都道府県が条例で独自に定めることができることになっていますが、秋田県では政令で定める1,000㎡を基準面積として法の運用を行います。

3 対象となる店舗面積の取扱い

- ・ 一の建物

「一の建物」とは、次のものをいいます。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ② 道路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物（①、②を含む）とその附属建物をあわせたもの

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等から見て機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるかを問いません。

- ・ 小売業

小売業には飲食店を含みませんが、物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）については、小売業と密接、不可分の関係にあることから小売業に含まれます。

- ・ 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的をもって行うか否かと、来客数、物量数とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- ① 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりません、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があれば小売業に該当します。
- ② カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うこととなります。
- ③ 飲食店業における持ち帰り品の販売や旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

- ・ 小売業を行うための店舗

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用途に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗面積の全てが「小売業を行うための店舗」に該当します。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間 60 日以内であれば、「小売業を行うための店舗」にはあたらない取扱いとなります。

- ・ 床面積

床面積とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の用語によるものとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号）。

・ 店舗面積の範囲

① 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売場 	<p>直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ショーウインド 	<p>ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ショールーム等 	<p>ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス施設 	<p>手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡しを含む）の用に直接供する部分 	<p>カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡しを含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。</p>

② 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段 	<p>上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分とみなし、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーター 	<p>エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター 	<p>エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合には、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売場通路及び連絡通路 	<p>壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶための道路上の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に店舗面積に含まない。また、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないこと前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化催場 	<p>展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩室 	<p>客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電話室 	<p>公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所 	<p>便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外商事務室等 	<p>外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室・荷扱い所 	<p>事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂等 	<p>食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋 	<p>エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上 	<p>塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱うものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ はね出し下、軒下等 	<p>建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。</p>

※注

- ・間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

- ・塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

4 法の運用主体

法の運用主体は都道府県と政令指定都市とされており、本県の場合は、秋田県が法の運用主体になります。ただし、「市町村への権限移譲の推進に関する条例」に基づき、由利本荘市に所在する店舗については、由利本荘市（以下「市」という）が法の運用主体となります。

5 出店までの手続き

- 出店計画概要書の提出

市は、建物設置者に対し、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出を行う概ね1か月前までに出店（変更）計画概要書の提出の協力をお願いすることとしております。（手続要綱第4条）

この出店計画概要書は、法の手続上義務づけられておりませんが、早い時期から計画内容を確認することにより、届出後の手続が円滑になる場合が多いため、提出の協力をお願いするものです。

なお、出店計画概要書の作成に当たっては、道路法の承認や都市計画法の開発許可申請、建築基準法の確認申請、農地法の許可申請の手続等との整合性に留意願います。

- 店舗新設の届出（法第5条）

建物設置者による届出は新設する8か月前までに行われます。届出後、届出の内容が由利本荘市公告式条例により公示され、届出書が市商工振興課において4ヶ月間縦覧されます。

なお、届出後8か月経過しなければ小売業を営むことはできませんが、市からの意見がなければ最短で6か月程度で営業が可能となります。

- 変更の届出（法第6条、附則第5条）

建物設置者は、法第5条第1項による届出事項の変更を行おうとする場合には、変更の届出が必要となります。また、法施行前から営業している既存店舗においても、変更を行う場合には届出が必要となります。

- 説明会の開催（法第7条）

建物設置者は、法第5条の届出から2か月以内に出店予定地周辺の施設において、地域住民等に対して、説明会を開催し届出内容の周知を図ります。

- 住民等の意見（法第8条）

地域住民や商工会議所、商工会など個人、団体を問わず誰でも大規模小売店舗の出店内容について生活環境保持の観点から意見がある場合は、届出の公告のあった日から4か月以内に市に対し意見を述べることができます。

なお、地域住民等からの意見は、公告・縦覧されます。

- ・ 市の意見（法第8条）

市は、届出内容を審査した結果、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から必要があると認める場合は、建物設置者に対して、周辺環境の保持のため必要な意見を書面により通知します。この意見は、公告・縦覧されます。

意見のない場合も書面により通知しますが、この場合はそれ以降の開店制限はなくなります。

- ・ 自主的対応策の提示（法第8条）

市から意見が出された場合、建物設置者は、意見を踏まえた変更をする旨の届出、又は、変更しない旨の通知（自主的対応策の提示）を市に対し行います。

この届出書及び通知の内容は、公告・縦覧されます。

なお、法第5条の届出から8か月の開店制限にかかわらず、自主的対応策の提示後、2か月を経過しなければ開店することができません（縦覧は4か月行われます）。

- ・ 勧告・公表（法第9条）

市は、提示された自主的対応策を審査し、必要があれば勧告を行います。

建物設置者は、勧告を受けた場合はその内容を踏まえ、必要な変更の届出を行います。また、変更を行わない場合は、その旨市に対して通知します。この届出及び通知は、公告・縦覧されます。

なお、建物設置者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、市はその旨を公表します。

- ・ 届出書及び意見書公告・縦覧

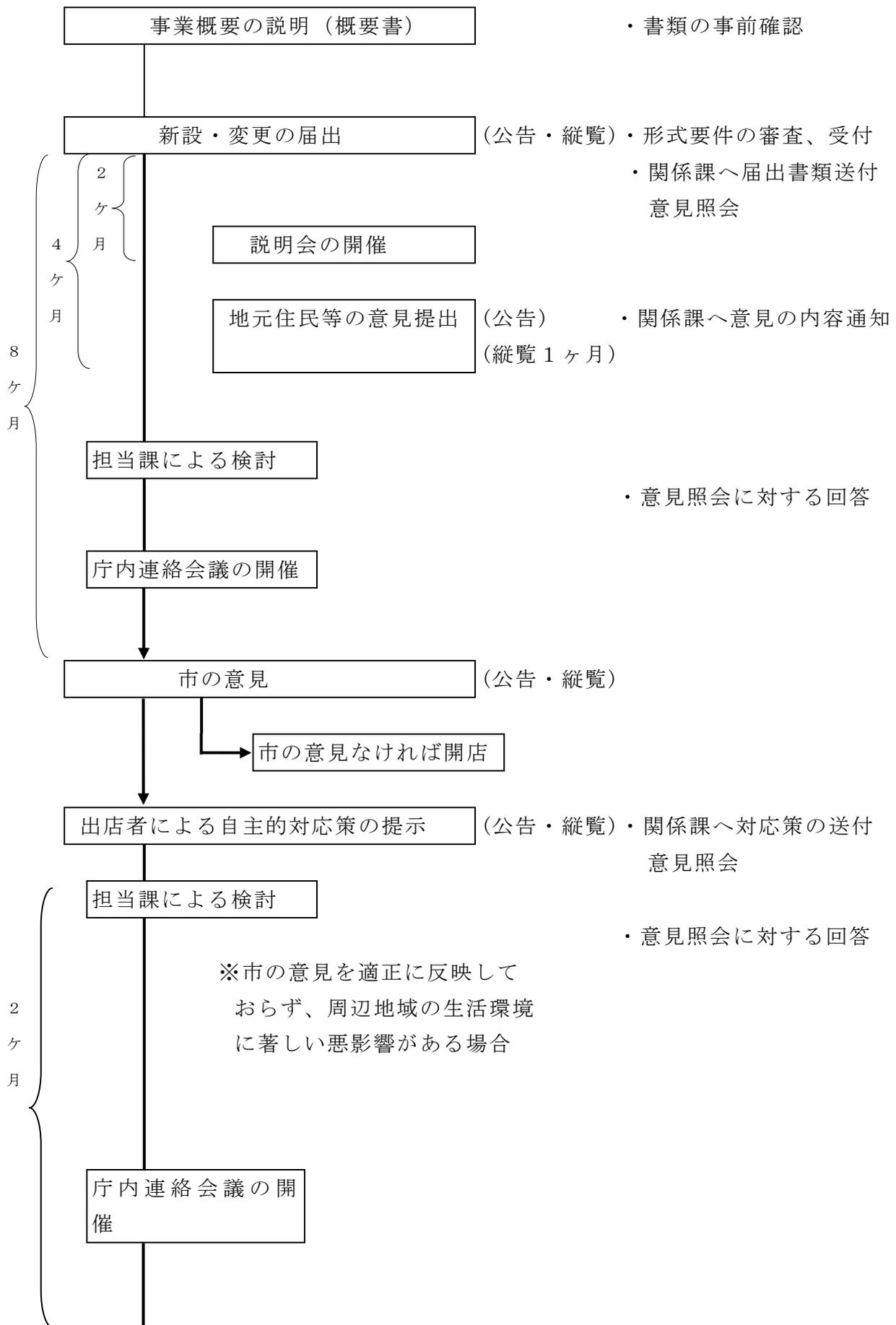
手続きの透明性の確保の観点から、手続き全般にわたり次のとおり公告・縦覧することになっています。

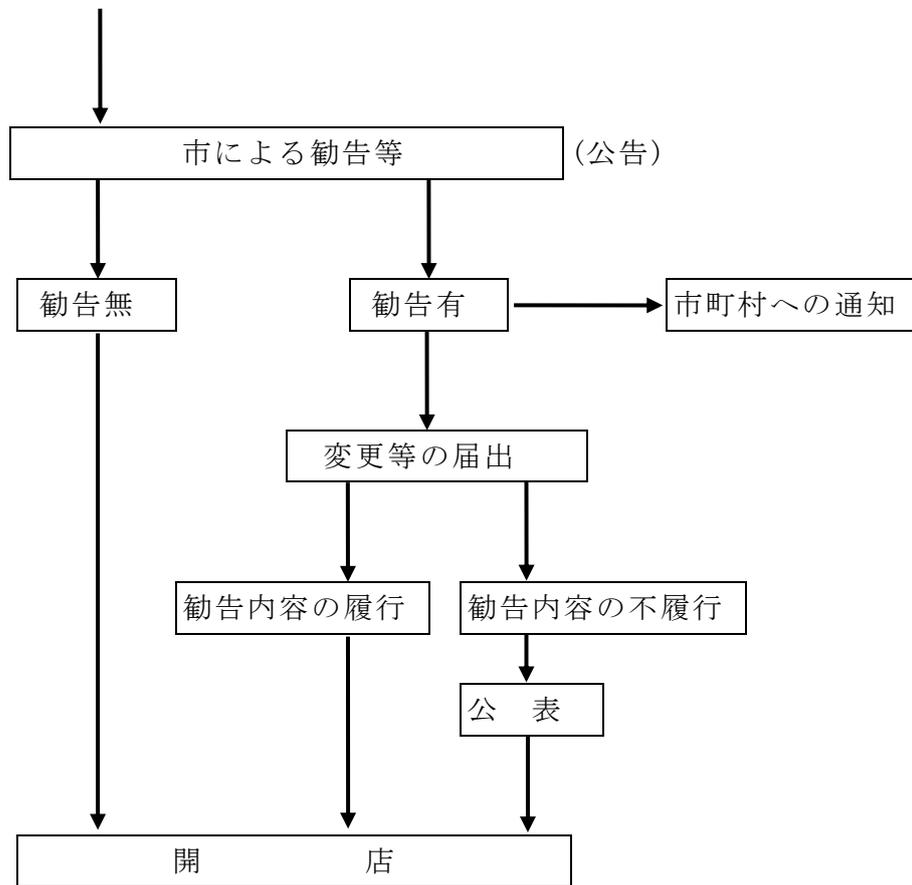
公告・縦覧すべき事項	縦覧期間	関係条文
新設・変更の届出	4か月	第5条3項、6条3項
廃止届（公告のみ）		第6条6項
住民等の意見	1か月	第8条3項
市の意見	1か月	第8条6項
市の意見に対する設置者の自主的対応策	4か月	第8条8項
勧告（公告のみ）		第9条3項
勧告に基づく変更届出	4か月	第9条5項

【縦覧場所】

由利本荘市役所 3階 商工振興課（0184-24-6372）

大店立地法の基本的な手続の流れ





Ⅱ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

大規模小売店舗の設置等については、周辺地域の生活環境の保持を図るうえで、指針が定められており、大規模小売店舗の設置者が具体的に如何なる範囲で責任を果たすことが求められているのかを示したもので、市や地域住民にとっても、判断のよりどころになるものです。

届出に当たっては、この指針に定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法を決めていただきます。

なお、指針に算式が定められている場合は、原則として算式に基づいていただきますが、それ以外の方法で算出される場合は、内容が十分に把握できるデータ等を示していただくこととなります。

また、指針のそれぞれの事項については、関係機関と十分な調整を行うことが必要になります。

《大規模小売店舗立地法抜粋》

法第四条

経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

Ⅲ 届出事項

1 新設に関する届出

新たに大規模小売店舗を設置しようとする者は、法第5条に基づく届出が必要です。

・ 届出事項（法第5条第1項）

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗を新設する日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

《同法施行規則第3条第1項》

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

《同法施行規則第3条第2項》

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・ 添付する書類（施行規則第4条第1項）

- ① 法人にあってはその登記事項証明書
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の出入口の数、位置及び形式を決定するために必要となる事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 大規模小売店舗において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機を設置する場合にあっては、それらの使

用時間帯及び位置を示す図面

- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において営業・営業関連の機器の使用又は施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 届出時期
新設を行う 8 か月前までに行う必要があります。

2 変更の届出（法第 6 条）

届出事項の変更を行う場合は、法第 6 条の規定に基づき変更届出を行う必要があります。

- ・ 届出事項
 - 1 の届出事項の変更
- ・ 添付する書類
 - 1 の変更届出の内容に関する書類
- ・ 届出時期
 - ① 事後届出で良いもの（変更後遅滞なく）（法第 6 条第 1 項）
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地（住居表示の変更）
 - ロ 設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ② あらかじめ届出が必要なもの（法第 6 条第 2 項）
 - イ 施設の運営方法に関する事項
 - ③ 変更の 8 か月前までに届出が必要なもの（法第 6 条第 2 項）
 - イ 新設する日
 - ロ 店舗面積
 - ハ 施設の配置に関する事項
- ・ その他
 - 一時的な変更など届出不要であったり、変更内容が軽微なものについては、8 か月前の届出の適用を受けない場合もありますので市の担当窓口にご相談ください。

3 法施行日（平成 12 年 6 月 1 日）現在、大規模小売店舗を設置している場合の変更届（法附則第 5 条第 1 項）

1, 0 0 0 m²を超える既存の店舗で、大規模小売店舗立地法の届出事項について、立地法施行日以後最初に変更を行う場合は、大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項に基づき届出を行わなければなりません。

- 届出事項
 - 1 の届出事項の変更。なお、変更届出の際、変更に係るもの以外の事項についても併せて届出をしていただくことになります。
- 添付する書類
 - 1 の変更事項に関する書類
- 届出時期
 - 法第6条の変更届出の場合と同様の取扱となりますが「大規模小売店舗の名称及び所在地」及び「設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」については、そのみの変更の場合は届出の必要はありません。
 - 名称及び所在地等の変更の届出は、事前の届出が必要な届出をする際にあわせて届出をしていただくことになります。
- その他注意事項
 - 大規模小売店舗立地法の届出が行われていない既存の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法上で認められている届出不要の変更（施行規則第7条第1項）の適用が受けられないので注意願います。

《大規模小売店舗立地法抜粋》

法第六条第一項

前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があった場合には、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

法第六条第二項

前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更については、この限りでない。

○経済産業省令で定める事項

施行規則第七条第一項

一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は

基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計

ロ 法第六条第二項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計

四 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの

五 荷さばき施設の面積を増加させるもの

六 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの

七 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

法附則

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示にかかる建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外の者の届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

IV 説明会の開催

1 説明会の開催

説明会を行う必要があるのは、法第5条第1項の規定による新設の届出をした者及び法第5条第1項第3号から第6号までの新設をする日、店舗面積、施設の配置及び運営に関する事項について第6条第2項による変更届出を行った建物設置者です。変更届出のうちで、法第5条第1項第1号及び第2号の変更並びに法第6条第4項の経済産業省令で定める軽微な変更の届出については、周辺の地域の生活環境に与える影響がないか、著しく小さいと考えられるので、説明会の手続きは不要です。

2 説明会の開催方法

説明会は、上記届出をした日から2か月以内に大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において開催することになりますが、開催方法については次によりお願いします。

- ・ 開催回数

原則1回とします。ただし、会場の規模等を市と協議して、必要と認める場合は3回を上限として市が指定します。

- ・ 開催日時・場所

- ① 日時

より多くの地域住民が参集しやすいように、できるだけ土曜日又は日曜日（祭日を含む）とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後6時以降の夜間に開催するよう配慮してください。

- ② 場所

説明会参加者が参集しやすい出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とします。

- ・ 説明すべき内容等

- ① 説明内容

- イ 届出書及び添付書類の内容

- ロ 指針において対応が求められている事項への対応策

- ② 説明会資料

説明会開催者の責任において準備することとします。なお、出店計画概要書を利用することもできます。

- ・ 説明会開催の公告

説明会開催者は、開催の1週間前までに次のいずれか又は複数の方法により開催日時、場所等について公告を行うものとします。

- ① 日刊新聞紙に掲載する。

- ② 日刊新聞紙にチラシを入れる。
- ③ 市が適切と認める方法。

- ・ 周知範囲

店舗面積により 3, 0 0 0 m²未満は、出店予定地から半径 1 km、3, 0 0 0 m²以上は 2 km とします。

- ・ 説明会開催の報告

市は、設置者に対し、説明会終了後速やかに開催日時、場所、出席者、質疑及び意見の内容を書面により報告するようお願いすることとしています。（手続要綱第 8 条第 2 項）

- ・ その他

説明会を開催できない場合（施行規則第 13 条）は、手続要綱第 8 条第 3 項により遅滞なく市に報告するとともに、上記「説明会開催の公告①～③」の方法で周知するものとします。

V 意見書の提出等

1 意見書の提出

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺的生活環境の保持の見地から意見を有する者は、その住所、所属、個人、法人の如何を問わず、公告の日から 4 か月以内に意見書を提出することができます。（法第 8 条第 2 項）

提出された意見書については、市が建物設置者に意見及び勧告等を行う際の参考とさせていただきます。

なお、意見の概要については、市掲示場により公告され、商工振興課で意見書の内容が縦覧されます。

2 意見書を提出できる者

周辺的生活環境の保持という見地から意見を有する者
その住所、所属、自然人、法人の如何を問いません。

3 意見内容の範囲

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）」に沿った内容により、意見を述べていただくこととなります。

4 様式等

別紙様式を参考にしてください。任意様式でも差し支えありませんが、住所、氏名、連絡先の電話番号を記載の上提出願います。住所等記載のない意見書は、参考にできな

い場合がありますので留意願います。

提出期限等については、大規模小売店舗の届出の都度、告示によりお知らせいたします。

5 意見の提出先

- ・提出先 秋田県由利本荘市産業振興部商工振興課
- ・住 所 由利本荘市尾崎17番地
- ・電 話 0184-24-6372（直通）

意見書

年 月 日

由利本荘市長 あて

(住 所) _____

(氏 名) _____

(TEL) _____

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり意見を提出します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所在地

2 意見項目（該当する箇所に○を記入）

	駐車需要の充足等交通について		廃棄物について
	歩行者の通行の利便の確保について		街並みづくりについて
	騒音について		その他（ ）

3 意見の内容

<p>○意 見</p>

注1. 「内容」は、意見項目毎に作成願います。

注2. この意見については、その概要が公告・縦覧されます。

注3. 法人・団体の場合は、下記に必ず名称・所在地を記載してください。

注4. 個人の場合は、この意見書の縦覧にあたって、住所・氏名の公表を了承する場合のみ、下記に記載してください

氏名又は名称	
住所又は所在地	

VI 市の意見等

大規模小売店舗の新設及び変更の届出については、市が住民等から述べられた意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を有する場合は、書面により通知することとされています。

また、意見通知後に設置者から提出された変更の届出等が市の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、必要な措置を取るべきことを勧告することができ、さらに、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

1 市の意見

市は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）」を基にして建物設置者に意見を述べます。

この際、市の意見は、店舗周辺の地域の生活環境の保持の観点から適切な措置が講じられていない事項の指摘及びそれを改善するための具体的方法についての選択肢を示すこととしています。

なお、市が意見を有しない場合においても、その旨を通知します。

2 勧告・公表

建物設置者から意見を反映した変更届出又は変更しない旨の通知が出された場合に、その内容が市の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときには、市は指針を勘案しつつ理由を付して勧告を行います。

また建物設置者が正当な理由なくこれに従わない場合は、その旨の公表を行います。

3 報告

市は法の適正な運用を図るため、大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者に対して、必要な事項の報告を求める場合があります。（手続要綱様式 9）

・ 建物設置者に求める報告事項

- ① 駐車場の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- ② 騒音の発生その他による大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

・ 小売業者に求める報告事項

- ① 当該小売事の開始日
- ② 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- ③ 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

届出時期・提出部数

様式	届出事項	時期	部数
様式第1	法第5条第1項（新たに大規模小売店舗を設置使用とする場合）	新設8か月前	正本 1部 副本 7部
様式第2	法第6条第1項（法第5条第1号及び2号の変更の届出）	遅滞なく	正本 1部 副本 2部
様式第3	法第6条第2項（法第5条第3号、4号、5号の届出事項の変更の届出）	実施8か月前	正本 1部 副本 7部
	法第6条第2項（法第5条第6号の届出事項の変更の届出）	あらかじめ	ただし、3号の場合は3部
様式第4	法第6条第5項（大規模小売店舗を廃止する場合）	遅滞なく	正本 1部 副本 1部
様式第5	法第8条第7項（自主的対応策を提出する場合）	新設2か月前	正本 1部
様式第6	法第9条第4項（勧告に対する変更の届出）	開店前	副本 7部
様式第7	法第11条第3項（地位の承継があった場合）	遅滞なく	正本 1部 副本 1部
様式第8	法附則5条第1項（既存店の法第5条第4号、5号の届出事項の変更の届出）	実施8か月前	正本 1部
	法附則5条第1項（既存店の法第5条第6号の届出事項の変更の届出）	あらかじめ	副本 7部

添付書類

・登記事項証明書：発行日から3か月以内のもの	届出書に添付	正本添付
・その他	届出書に添付	届出部数

出店計画概要書

手続要綱 別紙1	大規模小売店舗出店計画概要書（参考様式）	届出書提出の 1か月前	必要部数
-------------	----------------------	----------------	------

※建物設置者の変更の場合にも登記事項証明書は添付すること。

添付書類一覧

届出事項	内 容
<p>A 新たに、大規模小売店舗を設置しようとする場合</p>	<p>根拠法令：法第5条第1項</p> <p>届出時期：新設する8か月前</p> <p>届出様式：様式第1「大規模小売店舗届出書」</p> <p>添付書類：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人にあってはその登記事項証明書 ② 主として販売する物品の種類 ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車台数等の予測の結果及びその算出根拠 ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 <p>※ 記載上の留意事項</p> <p>駐車場の出入口の形式、位置、数等については、必要に応じて地元警察、道路管理者等と十分協議を行った上で計画し書類を作成すること。</p>

<p>B 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第1号及び第2号の変更</p>	<p>根拠法令：法第6条第1項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第2「変更届出書」 添付書類：A-①、② ※①については、設置者の変更がある場合</p>
<p>C 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第3号、第4号及び第5号</p>	<p>根拠法令：法第6条第2項 届出時期：変更を行う8か月前 届出様式：様式第3「変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類</p>
<p>D 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第6号</p>	<p>根拠法令：法第6条第2項 届出時期：あらかじめ届出 届出様式：様式第3「変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類</p>
<p>E 大規模小売店舗を廃止する場合</p>	<p>根拠法令：法第6条第5項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第4「廃止届出書」</p>
<p>F 意見に伴い変更する場合</p>	<p>根拠法令：法第8条第7項 届出時期：県の意見から2か月以内 届出様式：様式第5「届出事項変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照</p>
<p>G 勧告に伴い変更する場合</p>	<p>根拠法令：法第9条第4項 届出時期：開店前 届出様式：様式第6「届出事項変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照</p>

<p>H 承継を行う場合</p>	<p>根拠法令：法第 11 条第 3 項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第 7 「承継届出書」 添付書類：A－①</p>
<p>I 既存店で、立地法施行後、最初に変更を行う場合 (※法第 5 条第 1 項第 4 号、5 号に係る変更の場合)</p>	<p>根拠法令：附則第 5 条第 1 項 届出時期：変更する 8 か月前 届出様式：様式第 8 「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：A－③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で 変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 A の留意事項を参照</p>
<p>J 既存店で、立地法施行後、最初に変更を行う場合 (※法第 5 条第 1 項第 6 号に係る変更の場合)</p>	<p>根拠法令：附則第 5 条第 1 項 届出時期：あらかじめ届出 届出様式：様式第 8 「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：A－③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で 変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 A の留意事項を参照</p>